

平成九年政令第八号

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令

内閣は、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律（平成八年法律第百十八号）第七條第一項（同法第二十条において準用する場合を含む）、第十一條第二項、第十五條及び第二十七條の規定に基づき、この政令を制定する。

（合併契約において定めるべき事項）

第一条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号。以下「法」という。）第九條第一項の合併契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 農林中央金庫の出資一口の金額
二 信用農水産業協同組合連合会の会員に対する出資の割当てに関する事項
三 農林中央金庫の準備金に関する事項
四 信用農水産業協同組合連合会の会員に対して支払をする金額を定めたときは、その規定
五 協同組合連合会が合併の日までに剰余金の配当をするときは、その限度額
六 合併を行う時期
七 農林中央金庫及び信用農水産業協同組合連合会の合併総会（法第十條に規定する合併総会をいう。以下同じ。）の日（法第九條の二第一項の規定により総会の承認を受けないで合併を行う農林中央金庫にあつては、同項の経営管理委員会の承認の決議の日）

（総代以外の会員に対する通知）
第二条 農林中央金庫が法第九條第二項の決議を総代会において行う場合には、その総代会の日の二週間前までに、総代以外の会員に対して、総代会の日時、会議の目的たる事項及び合併契約の要領を通知しなければならない。

2 前項の規定は、農林中央金庫が法第二十五條第二項及び第二十六條第二項の決議を総代会において行う場合について準用する。

第三条 法第十二條第一項に規定する政令で定める債権者は、保護預り契約に係る債権者その他の農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会の業務に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で農林水産省令・内閣府令で定めるものとする。

2 前項の規定は、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等が法第二十七條において準用する法第十二條第一項の規定により催告をする場合について準用する。

（合併の認可申請等）
第四条 農林中央金庫及び信用農水産業協同組合連合会は、法第十五條第一項の規定により合併の認可を受けようとするときは、合併認可申請書に農林水産省令・内閣府令で定める書類を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定は、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等が法第二十七條において準用する法第十五條第一項の規定により事業譲渡の認可を受けようとする場合について準用する。

（合併の登記申請書の添付書類）
第五条 法第十六條第一項に規定する合併による変更の登記の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 主務大臣の認可書又はその認証がある謄本
二 合併契約の内容を記載した書面
三 農林中央金庫及び信用農水産業協同組合連合会の合併総会の議事録（法第九條の二第一項の規定により総会の承認を受けないで合併を行う農林中央金庫にあつては、同項の経営管理委員会の議事録）
四 法第十二條第一項の規定による公告及び催告（合併を行う農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会が公告を官報のほか、定款に定めた同条第二項各号のいずれかに掲げる公告の方法によりした場合における当該農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会にあつては、これらの公告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面）
五 信用農水産業協同組合連合会の登記事項証明書（当該登記所の管轄区域内に当該信用農水産業協同組合連合会の主たる事務所がない場合に限り。）
六 農林中央金庫の出資の総口数及び総額の変更を証する書面

農林中央金庫が法第九條の二第一項の規定により総会の承認を受けないで合併を行う場合の

変更の登記の申請書には、前項各号に掲げる書類のほか、同条第一項の規定により総会の承認を要しないこと及び同条第三項の規定により公告又は通知を行ったことを証する書面（同条第四項の規定により合併に反対の意思の通知を行った会員がある場合にあっては、同項の規定により総会の承認を受けなければならない場合）を添付しなければならない。

（業務の継続の承認申請）
第六条 農林中央金庫は、法第十九條第四項の規定による業務の継続の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。

- 一 当該業務を継続する特別の事情を記載した書面
二 法第十九條第二項に規定する契約の内容及び合併の日における当該契約の総額を記載した書面
三 当該業務を継続する期間及び当該業務の整理に関する計画を記載した書面
四 その他農林水産省令・内閣府令で定める書類

2 前項の規定は、農林中央金庫が法第二十七條において準用する法第十九條第四項の規定による業務の継続の承認を受けようとする場合について準用する。

（法定準備金としない額）
第七条 法第二十一條の政令で定める額は、信用農水産業協同組合連合会が合併の直前において留保していた利益の額（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第五十一條第一項又は水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第九十二條第三項若しくは第百條第三項において準用する同法第五十五條第一項の規定により積み立てた準備金の額を除く。）に相当する額とする。

（事業譲渡契約において定めるべき事項）
第八条 法第二十五條第一項の全部事業譲渡契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 全部事業譲渡に係る財産の内容
二 全部事業譲渡の対価及びその支払方法
三 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等の法第二十五條第一項の総会（同条第二項において準用する法第九條第三項の総代会を含む。）の日（法第二十六條の二第一項の規定により総会の承認を受けないで特定農水産業協同組合等から信用事業の全部の譲受けを行う農林中央金庫にあつては、同項の経営管理委員会の承認の決議の日）

2 前項の規定は、法第二十六條第一項の一部事業譲渡契約について準用する。この場合において、前項第三号中「第二十五條第一項」とあるのは「第二十六條第一項」と、「第九條第三項」とあるのは「第四條第四項」と読み替えるものとする。

（金融庁長官に委任されない権限）
第九条 法第四十三條第三項の政令で定める権限は、法附則第四條、第五條第一項及び第二十六條第一項に規定する権限とする。

（財務局長等への権限の委任）
第十条 法第四十三條第三項の規定及び第十四條の規定により金融庁長官に委任された権限（以下「長官権限」という。）のうち、第一号に掲げるものにあつては農業協同組合又は信用農業協同組合連合会に関するものに限る。第二号及び第三号に掲げるものにあつては信用農業協同組合連合会に関するものに限る。その主たる事務所所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。以下同じ。）に委任する。

- 一 法第二十七條において準用する法第十八條第一項の規定による届出の受理
二 法第四十二條第三項の認可
三 法第四十二條第五項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（次条において「準用銀行法」という。）第五十二條の五十六條第一項（第一号に係る部分を除く。）の規定による処分

第十一条 長官権限のうち、第一号及び第二号に掲げるものにあつては法第四十二條第三項の認可に係る信用農水産業協同組合連合会の業務の代理を行う農業協同組合、漁業協同組合又は水産加工業協同組合に関するものに限る。第三号に掲げるものにあつては同項の認可に係る信用農業協同組合連合会の業務の代理を行う農業協同組合に限る。その主たる事務所所在地を管轄する財務局長に委任する。ただし、第一号及び第二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

（）の日（法第二十六條の二第一項の規定により総会の承認を受けないで特定農水産業協同組合等から信用事業の全部の譲受けを行う農林中央金庫にあつては、同項の経営管理委員会の承認の決議の日）

は第三号の規定による会員、水産業協同組合法第八十九条第一項に規定する准会員及び同法第九十八条の第二項に規定する准会員を除く。の数が農林中央金庫の総会員の数の五分の一を超えない場合であつて、かつ、信用農水産業協同組合連合会の最終の」とあるのは「最終の」と、同条第三項中「名称」とあるのは「商号」と、法第十二条の第二項中「及び信用農水産業協同組合連合会の理事」とあるのは「の理事及び特定承継会社」と、「主たる事務所」とあるのは「主たる事務所又は本店」と、同項第二号中「次のイ又はロに掲げる日のいずれか早い日」とあるのは「前号ロに掲げる日」と、同条第二項中「理事」とあるのは「農林中央金庫の理事又は特定承継会社」と、法第十五条第二項第二号中「地区内における農業者、水産業者その他の信用事業」とあるのは「附則第二十七条第二号に規定する特定業務」と、法第二十一条中「場合において、当該信用農水産業協同組合連合会から承継した財産の価額が、当該信用農水産業協同組合連合会から承継した債務の額及び当該信用農水産業協同組合連合会の会員に支払った金額並びに農林中央金庫の増加した資本金の額を超えるときは、その超える額については、政令で定める額を除くほか、農林中央金庫が農林中央金庫法第七十六条の規定により積み立てるべき準備金として積み立てなければならぬ」とあるのは「場合における農林中央金庫の会計については、農林中央金庫法第七十五条の定めるところによる」と、法第二十一条第一項中「株主等若しくは社員等」とあるのは「」とあるのは「若しくは社員等」とあるのは「」と、法第二十三条中「農業協同組合又は水産業協同組合」とあるのは「会社法」とする。法附則第三十条第二項の規定により法の規定を適用する場合におけるこの政令の規定の適用については、第一条中「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項（第二号、第四号及び第五号に掲げる事項を除く。）」と、同条第七号中「農林中央金庫及び信用農水産業協同組合連合会」とあるのは「農林中央金庫」と、「の日」とあるのは「の日）及び特定承継会社の取締役会の決議又は取締役若しくは執行役の決定の日」と、第五号第一項中「書類」とあるのは「書類（第六号に掲げる書類を除く。）」と、同項第三号中「二 農林中央金庫及び信用農水産業協同組合連合会の合併総会の議事録（法第九条の第二項

項の規定により総会の承認を受けないで合併を行う農林中央金庫にあつては、同項の経営管理委員会の議事録」とあるのは「三 農林中央金庫の合併総会の議事録（法第九条の第二項の規定により総会の承認を受けないで合併を行う農林中央金庫にあつては、同項の経営管理委員会の議事録）並びに農林中央金庫が特定承継会社の発行済株式の総数を保有することを証する書面及び特定承継会社の取締役会の議事録（次のイ又はロに掲げる場合には、当該イ又はロに定める書類）／イ 会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百九十九条の十三第五項又は第六項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の合併契約の内容についての決定があつた場合、当該取締役会の議事録及び当該決定があつたことを証する書面／と、同項第五号中「主たる事務所」とあるのは「本店」と、同条第二項中「前項各号」とあるのは「前項第一号から第五号まで」とする。第十一條 法附則第三十一条第二項の規定により法の規定を適用する場合においては、法第二十六条の二第二項中「商号」とあるのは「名称」とあるのは「同条第四項」とあるのは「法第二十七条中「第十九条第一項」とあるのは「第十五条第二項第二号中「地区内における農業者、水産業者その他の信用事業」とあるのは「附則第二十七条第二号に規定する特定業務に係る事業」と、第十九条第一項」とする。第十二條 法附則第三十二条第一項の規定により農林中央金庫法の適用関係（信託兼営銀行とみなされる特定承継会社に係る農林中央金庫法の適用関係）

の規定を適用する場合には、同法第七十二条第四項中「第十五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）」とあるのは、「附則第二十六条第一項」とする。（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法の適用関係）第十三條 法附則第三十三条第一項の政令で定める規定は、銀行法第十二条、第十六条の二第六項から第十一項まで、第十四項及び第十五項、第十六条の三、第二十条第七項、第二十九条、第三十条第四項、第五十二条の二第二項及び第三項、第五十二条の三から第五十二条の二の十まで並びに第七章の六の規定とする。第十四條 法附則第三十三条第一項の規定により銀行法の規定を適用する場合には、同法（第六十六条の二第十二項、第三十二条、第四十条、第四十一条（第四号を除く。）、第四十二条、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第五十七条の六、第五十七条の七第一項、第五十九條第一項及び第六十五条（第一号及び第六号を除く。）を除く。の規定中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、同法（第十三条の四、第十四条の二第十三項及び第十六項、第二十六条第二項、第五十二条の十四第一項、第五十二条の四十五の二、第五十三条第一項第八号、第五十七條の六並びに第六十五條第六号を除く。）の規定中「内閣府令」とあるのは「主務省令」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定と同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十六条の二第一項	第十六条の二	第十六条の二	第十六条の二
、内閣府令次に掲げる会社（第一号、第二号の二から第四号の二まで、第六号又は第十一号から第十六号までに掲げる会社（国内の会社に限る。）	銀行	銀行	銀行又は前項第二号から第十号まで
、証券仲介専門会社及び有価証券関連業務を営む外国の会社	から第二号の二まで及び第七号	、証券仲介専門会社及び有価証券関連業務を営む外国の会社	銀行又は前項第二号から第十号まで
、主務省令	第十一号口に規定する信託兼営銀行	、主務省令	銀行又は前項第二号から第十号まで
第一号、第二号の二から第四号の二まで、第六号又は第十一号から第十六号までに掲げる会社（国内の会社に限る。）	銀行	銀行又は前項第二号から第十号まで	銀行又は前項第二号から第十号まで
、証券仲介専門会社及び有価証券関連業務を営む外国の会社	から第二号の二まで及び第七号	、証券仲介専門会社及び有価証券関連業務を営む外国の会社	銀行又は前項第二号から第十号まで
、主務省令	第十一号口に規定する信託兼営銀行	、主務省令	銀行又は前項第二号から第十号まで

第十六条の二第一項 銀行又は前項第二号から第十号まで

<p>第十六 条の二 第二項 第二号</p>	<p>、保険業又は 、 又は金融機関の合併 及び転換に関する法 律（昭和四十三年法 律第八十六号）第五 条第一項（認可）の 規定</p>	<p>、 又は 又は前項第一 号、第二号の 二から第四号 の二まで若し くは第六号</p>	<p>及び強化に関 する法律（平 成八年法律第 百十八号。以 下「再編強化 法」という。） 附則第二十六 条第一項に規 定する特定承 継会社をいう 。以下同じ。） 又は前項第一 号、第二号の 二から第四号 の二まで若し くは第六号</p>
<p>第十六 条の二 第二項 第二号</p>	<p>、 又は前項第一 号、第二号の 二から第四号 の二まで若し くは第六号</p>	<p>、 又は 又は前項第一 号、第二号の 二から第四号 の二まで若し くは第六号</p>	<p>及び強化に関 する法律（平 成八年法律第 百十八号。以 下「再編強化 法」という。） 附則第二十六 条第一項に規 定する特定承 継会社をいう 。以下同じ。） 又は前項第一 号、第二号の 二から第四号 の二まで若し くは第六号</p>
<p>第十六 条の二 第二項 第二号</p>	<p>、 又は前項第一 号、第二号の 二から第四号 の二まで若し くは第六号</p>	<p>、 又は 又は前項第一 号、第二号の 二から第四号 の二まで若し くは第六号</p>	<p>及び強化に関 する法律（平 成八年法律第 百十八号。以 下「再編強化 法」という。） 附則第二十六 条第一項に規 定する特定承 継会社をいう 。以下同じ。） 又は前項第一 号、第二号の 二から第四号 の二まで若し くは第六号</p>
<p>第十六 条の二 第二項 第二号</p>	<p>、 又は前項第一 号、第二号の 二から第四号 の二まで若し くは第六号</p>	<p>、 又は 又は前項第一 号、第二号の 二から第四号 の二まで若し くは第六号</p>	<p>及び強化に関 する法律（平 成八年法律第 百十八号。以 下「再編強化 法」という。） 附則第二十六 条第一項に規 定する特定承 継会社をいう 。以下同じ。） 又は前項第一 号、第二号の 二から第四号 の二まで若し くは第六号</p>

第六十 三 条の 五	に規定する	(第二号を除く。)に規定する
第二 号		
第六 十 三 条の 三	第六号	第二号及び第六号
第三 号		
第六 十 五 条	第四条第一項の内閣総理大臣の免許	再編強化法附則第二十六条第一項の主務大臣の認可
	銀行主要株主(銀行主要株主が銀行主要株主でなくなつた場合における当該銀行主要株主であつた者を含み、銀行主要株主が法人等であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人)	農林中央金庫の理事、経営管理委員、監事、支配人若しくは清算人
第六 十 五 条第 六号	同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く	同条第四項に規定する主務省令で定める会社を除く。以下この号において同じ
	とき若しくは同項第十五号に掲げる会社(同条第十三項に規定する内閣府令で定める会社に限る。)を同号に掲げる会社(当該内閣府令で定める会社を除く。)に該当する子会社としたとき	
	同号	同条第一項第十五号

(同項に規定する内閣府令で定める会社を除く。)となつたことその他の同項に規定する内閣府令で定める事実

3 法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法における主務大臣は、農林水産大臣及び内閣総理大臣とする。ただし、同法第十三条第一項に規定する同一人に対する信用の供与等の額及び同法第十四条の二各号に掲げる基準に関する同法第二十五条第一項及び第二項並びに第五十二条の十二第一項の規定による検査に関する事項については、内閣総理大臣とする。

4 法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十四条第一項及び第二項、第二十五条第一項及び第二項、第五十二条の十一、第五十二条の十二第一項、第五十二条の五十三、第五十二条の五十四第一項並びに第五十二条の八十一第一項及び第二項に規定する主務大臣の権限(前項ただし書の規定により内閣総理大臣が単独で所管するものを除く。)は、前項本文の規定にかかわらず、農林水産大臣又は内閣総理大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

5 内閣総理大臣は、第三項ただし書又は前項の規定により単独で検査を行ったときは、速やかに、その結果を農林水産大臣に通知するものとする。

6 農林水産大臣は、第四項の規定により単独で検査を行ったときは、速やかに、その結果を内閣総理大臣に通知するものとする。

7 法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十六条第一項、第五十二条の十三及び第五十二条の十四に規定する主務大臣の権限は、次の各号のいずれにも該当する場合には、第三項本文の規定にかかわらず、内閣総理大臣が単独に行使することを妨げない。

一 自己資本の充実その他の経営の健全性を確保するための措置が早急にとられなければ、特定承継会社が預金の払戻し及び定期積金の給付(次号において「預金の払戻し等」という。)を停止するおそれがあること。

二 特定承継会社が預金の払戻し等を停止した場合においては、当該特定承継会社が業務を行っている地域又は分野における融資比率が高率であることにより、他の金融機関による金融機

能の代替が著しく困難であるため、当該地域又は分野における経済活動に極めて重大な障害が生ずることとなる事態を生じさせるおそれがあること。

8 内閣総理大臣は、前項の規定によりその権限を単独に行使するときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。

9 法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法における主務省令は、農林水産省令・内閣府令とする。ただし、同法第二十六条第二項、第五十三条第一項第八号及び第五十七条の六に規定する主務省令(同号に規定する主務省令にあつては、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関するものに限る。)は、農林水産省令・内閣府令・財務省令とする。

(銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法以外の法令の適用関係)

第十四条 法附則第三十三条第一項の政令で定める法令は、次のとおりとする。

- 一 担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)
- 二 小切手法(昭和八年法律第五十七号)
- 三 農業協同組合法
- 四 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)(第七十九条の七十二を除く。)
- 五 当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四十四号)
- 六 水産業協同組合法
- 七 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)(第五十七条の三第一項及び第二項を除く。)
- 八 貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)(第二十九号第一号を除く。)
- 八の二 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)
- 九 納税貯蓄組合法(昭和二十六年法律第四百十五号)
- 十 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)
- 十一 住宅融資保険法(昭和三十年法律第六十三号)
- 十二 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)(第八十条の二を除く。)
- 十三 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)
- 十三の二 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)

- 十四 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第四百一十一号)
- 十五 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)
- 十六 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)
- 十六の二 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)
- 十七 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号。次項において「更生特例法」という。)
- 十八 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)
- 十九 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第二百二十六号)
- 十九の二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成十二年法律第一号)
- 二十 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)
- 二十一 偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律(平成十七年法律第九十四号)
- 二十二 株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)
- 二十三 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十号)
- 二十四 株式会社地域経済活性化支援機構法(平成二十一年法律第六十三号)
- 二十四の二 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号)
- 二十五 相続税法施行令(昭和二十五年政令第七十一号)
- 二十六 商品先物取引法施行令(昭和二十五年政令第二百八十号)
- 二十七 中小企業信用保険法施行令(昭和二十五年政令第三百五十号)
- 二十七の二 海上運送法施行令(昭和三十年政令第二百七十六号)
- 二十八 農業改良資金融通法施行令(昭和三十一年政令第三百三十一号)
- 二十九 租税特別措置法施行令(昭和三十一年政令第四十三号)
- 三十 農業近代化資金融通法施行令(昭和三十六年政令第三百四十六号)

- 三十一 農業信用保証保険法施行令（昭和三十六年政令第三百四十八号）
- 三十二 農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）
- 三十三 宅地建物取引業法施行令（昭和三十一年政令第三百八十三号）
- 三十四 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）
- 三十五 法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）
- 三十六 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）（第十五条の十三を除く。）
- 三十七 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）
- 三十八 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法施行令（昭和四十六年政令第二百五十号）
- 三十九 勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）
- 四十 林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和五十一年政令第三百一十一号）
- 四十一 特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）
- 四十二 農業経営基盤強化促進法施行令（昭和五十一年政令第二百九十九号）
- 四十三 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）（第一条の二第一項を除く。）
- 四十四 銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）
- 四十五 長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）
- 四十六 協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）
- 四十七 労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）
- 四十八 預託等取引に関する法律施行令（昭和六十一年政令第三百四十号）
- 四十八の二 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）
- 四十九 国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）（第三十条第一項第五号口を除く。）
- 五十 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）（第五条を除く。）

- 五十一 不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四十三号）
- 五十二 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）（第十三条の三、第二十五条、第三十二条、第三十八条の五及び第四十二条を除く。）
- 五十三 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）
- 五十四 スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行令（平成十年政令第三百六十三号）
- 五十五 破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法施行令（平成十年政令第四百四号）
- 五十六 確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）
- 五十七 確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）（第四十四条第二号口を除く。）
- 五十八 独立行政法人農林漁業信用基金法施行令（平成十五年政令第三百四十四号）
- 五十九 利息制限法施行令（平成十九年政令第三百三十号）
- 六十 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令（平成十九年政令第三百三十一号）
- 六十一 株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第四百三十三号）（第三十三条第一項の表農林水産大臣の権限の項を除く。）
- 六十二 電子記録債権法施行令（平成二十年政令第三百二十五号）
- 六十三 エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律施行令（平成二十二年政令第八十三号）
- 六十四 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第一百十二号）
- 六十五 産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）
- 六十六 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第五十五号）
- 六十七 造船法施行令（令和三年政令第二百三十四号）
- 六十八 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号）

2 法附則第三十三条第一項の規定により前項各号に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表の上欄に掲げる法令の規定の適用については、同欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える法令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
更生特例法第二条第七項	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等（	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）以下「再編強化法」という。）附則第三十三条第二項の規定により適用する農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号。以下「貯金保険法」という。）第二条第二項に規定する貯金等（再編強化法附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社が受け入れたものに限るものとし、
更生特例法第二条第九項第一号	銀行、	再編強化法附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社については、農林水産大臣及び内閣総理大臣とし、
更生特例法第三百四十二条の表第九十九条第二項第五号の項	協同組織金融機関	農林中央金庫
更生特例法第三百四十二条の表第二百六十一	信用金庫	農林中央金庫

条第三項の項	更生特例法第三百四十二条の表第三項	合併転換法第二条第四項に規定する	再編強化法附則第三十条第一項の合併
更生特例法第三百四十二号	協同組織金融機関	農林中央金庫	農林中央金庫
更生特例法第三百五十二号	合併転換法第二十一条、第二十三条（登録株式質権者及び登録新株予約権質権者に対する通知に係る部分を除く。）及び第二十六条	再編強化法附則第三十条第二項の規定により適用する再編強化法第十二条及び第十二条の二	
更生特例法第三百八十条及び第三百九十条第一項	預金保険機構	農水産業協同組合貯金保険機構	
更生特例法第三百九十一条第五項ただし書	預金保険法第五十一条第八号第一項	貯金保険法第六十条第一項	
更生特例法第四百二条第一項	預金保険法	貯金保険法	
更生特例法第四百二条第一項	支払対象預金等の払戻し	支払対象貯金等の払戻し	

<p>更生特例法 第四百二条 第二項</p>	<p>更生特例法 第四百六十一条 第一項</p>	<p>更生特例法 第四百七十条 第一項</p>	<p>更生特例法 第四百七十三条 第二項</p>	<p>更生特例法 第四百七十二条 第一項</p>	<p>更生特例法 第四百七十三条 第一項</p>
<p>預金等 (貯金保険法 第一百一十一条において準用する貯金保険法 第六十九条の三第一項に規定する支払対象貯金等をいう。次項において同じ。)</p>	<p>預金保険 農水産業協同組合貯金保険機構</p>	<p>預金保険 貯金保険法 第六十条 第一項</p>	<p>預金等 (貯金保険法 第一百一十一条において準用する貯金保険法 第六十九条の三第一項に規定する支払対象貯金等をいう。次項において同じ。)</p>	<p>預金保険 農水産業協同組合貯金保険機構</p>	<p>貯金保険法 第六十条 第一項</p>
<p>更生特例法 第五百十三 条第二項</p>	<p>金融サービスの提供及び利用環境を整備するに關する法律 (平成八年法律第九号) 第九号</p>				
<p>支払対象 預金等の 戻し</p>	<p>預金等 (貯金保険法 第一百一十一条において準用する貯金保険法 第六十九条の三第一項に規定する支払対象貯金等をいう。次項において同じ。)</p>	<p>もの (農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に關する法律(平成八年法律第九号) 第九号)</p>	<p>附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内、その取消しに係る同項に規定する特定承継会社の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しないものを(含む。)</p>	<p>再編強化法附則第二十七号</p>	<p>銀行法施行令 第四号 第九号</p>
<p>の三十九 第二 号</p>	<p>から第十五 号までに掲げる者</p>	<p>同法第五 十二条の 四十二第二 項</p>	<p>農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に關する法律(平成八年法律第九号) 第九号</p>	<p>銀行法施行令 第四号 第九号</p>	<p>銀行法施行令 第四号 第九号</p>
<p>再編及び強化に關する法律(平成八年法律第九号) 附則第二十六号第一項に規定する特定承継会社</p>	<p>農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に關する法律(平成八年法律第九号) 第九号</p>	<p>農林水産大臣及び内閣総理大臣</p>	<p>農林水産省令・内閣府令</p>	<p>農林水産大臣及び金融 融庁長官</p>	<p>銀行法施行令 第四号 第九号</p>
<p>銀行法施行 令 第四号 第二項 及び 第三項</p>	<p>内閣府令</p>	<p>農林水産省令・内閣府令</p>	<p>銀行法施行 令 第四号 第二 項 第三 項</p>	<p>銀行法施行 令 第四号 第二 項</p>	<p>銀行法施行 令 第四号 第一 項</p>
<p>いう。次条第三項 第三号及び第四項 第二号において(同じ。)</p>	<p>農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に關する法律施行令(平成九年政令第八号。次条第三項第三号及び第四項第二号において「再編強化法施行令」という。)</p>	<p>農林水産省令・内閣府令</p>	<p>除外。)</p>	<p>掲げる者</p>	<p>同法第十 二項に規 定する内閣府令</p>
<p>除外。)</p>	<p>農林水産省令・内閣府令</p>	<p>農林水産省令・内閣府令</p>	<p>除外。)</p>	<p>掲げる者及び当該特定承継会社の再編強化法施行令附則第十四条において準用する再編強化法第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農水産業協同組合</p>	<p>再編強化法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第十三条の四にお</p>

<p>読み替える字句</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>産業競争力強化法施行令第十一号及び第二十号第一号</p>	<p>内閣総理大臣</p>	<p>施行令（平成二十二年政令第十九号）第十三条第三号</p> <p>金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第一百八号。以下この号において「再編強化法」という。）附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその取消しに係る同項に規定する特定承継会社の取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であった者でその取消しの日から五年を経過しない者を含む。）</p>
<p>第三十三条第四号</p>	<p>第二十四条第一号</p>	<p>第二二条第二項第一号</p>	<p>農林中央金庫</p>	<p>農林中央金庫又は特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第一百八号。以下「再編強化法」という。）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。）</p>
<p>提出</p>	<p>提出（再編強化法附則第三十三条第一項の規定により適用する金融機関等の更</p>	<p>提出（再編強化法附則第三十三条第一項の規定により適用する金融機関等の更</p>	<p>提出（再編強化法附則第三十三条第一項の規定により適用する金融機関等の更</p>	<p>生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第四章第四節、第五章第二節及び第六章第二節の規定による預金者表の提出を含む命令、発生又は再編強化法附則第二十六条第一項の認可の取消し</p>
<p>第六十七条第二項</p>	<p>第六十七条第一項</p>	<p>第五十六条第三項</p>	<p>第二十六条第一項</p>	<p>又は農林中央金庫法、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十五条第八項又は農林中央金庫法再編強化法</p>

第三の条九十六第	項三第三の条九十六第		号五第項一第三の条九十六第
<p>二 再生手続開始の決定を受けた経営困難農水産業協同組合当該再生手続開始の決定</p>	<p>又は再生手続</p>	<p>五 民事再生法第七十九條第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた経営困難農水産業協同組合</p>	<p>て準用する場合を含む。</p> <p>五 民事再生法第七十九條第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた経営困難農水産業協同組合</p> <p>六 更生手続開始の決定を受けた特定承継会社</p> <p>七 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第三十條第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた特定承継会社</p> <p>八 特別清算開始の命令を受けた者(当該命令に係る解散をする前において特定承継会社であつた者に限る。)</p> <p>、再生手続、更生手続又は特別清算手続</p>
<p>三 第一項第六号に掲げる者</p>	<p>二 再生手続開始の決定を受けた経営困難農水産業協同組合当該再生手続開始の決定</p>	<p>並びに民事再生法第九十三條及び第九十三條の二</p>	<p>第三の条九十六第</p> <p>項一第四の条九十六第</p> <p>項五第三の条九十六第</p> <p>号二第項三</p> <p>若しくは再生手続開始の申立て</p> <p>若しくは再生手続開始の申立て</p> <p>第一項第二号</p> <p>第一項第二号又は第八号</p> <p>当該更生手続開始の決定</p> <p>四 第一項第八号に掲げる者</p> <p>当該特別清算開始の命令</p>
<p>第 一 第 四 第 九 十 六 第</p>	<p>若しくは再生手続開始の決定、更生手続開始の決定若しくは特別清算開始の命令</p>	<p>、民事再生法第九十三條及び第九十三條の二、会社更生法第四十九條及び第四十九條の二並びに会社法第五百十七條及び第五百十八條</p>	<p>項二第四の条九十六第</p> <p>号一</p> <p>2 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百五十三條の規定は、決済債務に係る当該農水産業協同組合が締結している委任契約については、適用しない。</p> <p>2 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百五十三條の規定は、決済債務に係る当該農水産業協同組合が締結している委任契約については、適用しない。</p> <p>3 特別清算開始の命令を受けた特定承継会社に対し前条第一項の規定による資金の貸付けを行う旨の決定があるときは、会社法第五百條第一項及び第五百三十七條第一項の規定にかかわらず、裁判所は、当該特定承継会社の申立てにより、前条第一項に規定する決済債務の弁済を許可することができる。</p> <p>4 裁判所は、前項の許可と同時に、弁済を行う決済債務の種類、弁済の限度額及び弁済をする期間(同項の場合においては、当該期間の末日は、会社法第五百四十九條第一項の通知を行う日より前の日でないものとする。)</p>
<p>第 一 第 五 十 八 第</p>	<p>農業協同組合法第六十三條の二及び水産業協同組合法第六十七條の二(同法第九十二條第四項及び第九十三條第三項において準用する場合を含む。)、第五十四條の四第三項(同法第九十六條第三項において準用する場合を含む。)、</p>	<p>を定めなければならない。</p> <p>5 裁判所は、前項の規定により、弁済を行う決済債務の種類、弁済の限度額及び弁済をする期間を定めるときは、あらかじめ、機構の意見を聴かなければならない。</p> <p>会社法第八百二十八條及び第八百三十一條の規定による取締役及び執行役</p>	<p>を定めなければならない。</p> <p>5 裁判所は、前項の規定により、弁済を行う決済債務の種類、弁済の限度額及び弁済をする期間を定めるときは、あらかじめ、機構の意見を聴かなければならない。</p> <p>会社法第八百二十八條及び第八百三十一條の規定による取締役及び執行役</p>

第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第九十条第四項において準用する場合を含む。再編強化法第三十条及び農林中央金庫法第五十三条第三項において準用する会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）の規定、農業協同組合法第六十九条、水産業協同組合法第七十三条（同法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第九十条第五項において準用する場合を含む。）及び再編強化法第二十二條第一項において準用する会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）の規定並びに農業協同組合法第四十七條、水産業協同組合法第五十一条（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第九十条第三項において準用する場合を含む。）及び農林中央金庫法第五十条において準用する会社法第八百三十一条の規定による理事（農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会及び

<p>項一第条一十九第</p> <p>理事若しくは監事（被管理農水産業協同組合が設置する又は農林中央金庫である場合にあっては、監事又は会計監事人。第九十条において同じ。）</p> <p>取締役、会計参与、監査役若しくは会計監事人（監査等委員会設置会社である場合にあっては、取締役、会計参与又は会計監事人、指名委員会等設置会社である場合にあっては、取締役、執行役、</p>	<p>項一第条九十八第</p> <p>理事、監事（被管理農水産業協同組合が設置する又は農林中央金庫である場合にあっては、監事又は会計監事人。第九十条において同じ。）</p> <p>取締役、会計参与、監査役若しくは会計監事人（監査等委員会設置会社である場合にあっては、取締役、執行役、</p>	<p>項一第条七十八第</p> <p>主たる事務所</p> <p>本店</p>
---	---	---

<p>理事又は監事</p> <p>取締役、会計参与、監査役若しくは会計監事人（監査等委員会設置会社である場合にあっては、取締役、会計参与又は会計監事人、指名委員会等設置会社である場合に</p>	<p>項二第条四十九第</p> <p>農業協同組合法第三十四條第七項から第三十九條第三項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第九十条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>取締役、会計参与、監査役又は会計監事人（監査等委員会設置会社である場合にあっては、取締役、会計参与又は会計監事人、指名委員会等設置会社である場合に</p>	<p>会計参与又は会計監事人</p> <p>会社法第三十三條第四項及び第三十四條第三項</p>
--	---	---

<p>項三第条四十九第</p> <p>農業協同組合法第三十條第四項及び第三十條第二項並びに同法第三十七條の三第一項において準用する会社法第九十二条第九項、第九十六条第三項及び第九十条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>取締役、会計参与、監査役又は会計監事人（監査等委員会設置会社である場合に</p>	<p>理事又は監事</p> <p>取締役、会計参与、監査役又は会計監事人（監査等委員会設置会社である場合に</p>	<p>取締役、会計参与、監査役又は会計監事人</p> <p>会社法第三十二條第九項及び第三十三條第二項</p>
---	---	---

九 項五第条四十九第	主たる事務所	総会若しくは総代会又は経営管理委員会 総会が終結した後最初に召集される経営管理委員会	項四第条四十九第	の二第一項 理事（当該被管理農水産業協同組合が農水産業協同組合第三十条の二第五項に規定する経営管理委員設置組合若しくは水産業協同組合法第三十条の二第四項（同法第九十二条第三項において準用する場合を含む。）に規定する経営管理委員設置組合（以下この項において「経営管理委員設置組合」と総称する。）又は農林中央金庫である場合にあつては、経営管理委員）及び監事	本店	株主総会又は取締役会	取締役、会計参与、監査役及び会計監査人
------------	--------	---	----------	---	----	------------	---------------------

項五第条四十九第	（代替許可に係る登記の特例） 第九十五条 前条第一項第一号、第二項又は第三項に定める事項に係る代替許可があつた場合においては、当該事項に係る登記の申請書には、当該代替許可の決定書の謄本又は抄本を添付しなければならない。	項十第条四十九第	組合員又は会員	項六第条四十	株主
積金者 一 預金者 二 定期積金の積金者	（債権者保護手続の特例） 第九十五条の二 特定承継会社である被管理農水産業協同組合が資本金の額の減少の決議をした場合における債権者に対する会社法第四百四十九条第二項の規定による催告は、することを要しない。				

条一十百第	農水産業協同組合に（貯金等の払戻しのための資金の貸付け） 第六十一条 第六十九條の三の規定は、同条第一項各号に掲げる者から支払対象貯金等の払戻し（保険金計算規定により計算した保険金の額に対応する支払対象貯金等につき行うものに限る。）のために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合について準用する。この場合において、同項中「当該決済債務に係る第五十六條の二第一項及び同条第二項において準用する第五十	八の条十百第	農水産業協同組合（農林中央金庫の会員であるものに限る。）	項二第条六百第	その会員である農水産業協同組合
て、同項中「当該決済債務に係る第五十六條の二第一項及び同条第二項において準用する第五十	特定承継会社（貯金等の払戻しのための資金の貸付け） 第六十一条 第六十九條の三の規定は、同条第一項各号に掲げる者から支払対象貯金等の払戻し（保険金計算規定により計算した保険金の額に対応する支払対象貯金等につき行うものに限る。）のために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合について準用する。この場合において、同項中「当該決済債務に係る第五十六條の二第一項及び同条第二項において準用する第五十		特定承継会社		三 金銭信託の受益者 四 保護預り契約に係る債権者 その他の特定承継会社の業務に係る多数人を相手方とする定型契約の債権者 で主務省令で定めるもの 特定承継会社

「貯金等の種別」	該決済債務に係る第五十六條の二第二項及び同条第二項において準用する第五十六條第三項の規定」とあるのは、「当該支対象貯金等に係る保険金計算規定」と読み替えるものとする。	六条第三項の規定」とあるのは、「当該支対象貯金等に係る保険金計算規定」と読み替えるものとする。
----------	---	---

第二の条八十百第	項二第条六十百第	項三第条四十百第	条二十百第	
<p>農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律第二條第四項に規定する監督</p>	<p>当該農水産業協同組合が農業協同組合又は農業協同組合連合会である場合には農業協同組合法第一條の二第二項に、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会である場合には水産業協同組合法第一條の八第二項(同法第九十二條第一項、第九十六條第一項)及び第九百條第一項において準用する場合を含む。)に、農林中央金庫である場合には農林中央金庫法第二十四條第四項に、それぞれ</p>	<p>並びに</p>	<p>又は再生手続開始の申立て 又は特別清算開始の命令</p>	<p>と読み替えるものとする。 再生手続開始若しくは更生手続開始の申立て又は特別清算開始の命令</p>
<p>農林水産大臣及び内閣総理大臣</p>	<p>銀行法第二條第八項に</p>	<p>銀行法第二條第八項に</p>		
<p>理事</p> <p>取締役、執行役</p>	<p>理事</p> <p>取締役又は執行役</p>	<p>理事(農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会及び農林中央金庫の経営管理委員を含む。第百三十二條第一項及び第二項において同じ。)、監事(被管理農水産業協同組合が会計監査人設置組合又は農林中央金庫である場合)については、監事又はその職務を行うべき社員(若しくは農林中央金庫)若しくは農水産業協同組合及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令(平成九年政令第八号)附則第九條第二項)と読み替えるものとする。</p> <p>3 前項の規定により法附則第三十三條第二項の規定により適用する農水産業協同組合貯金保険法第六十八條の規定を準用する場合には、同項の規定により適用する農水産業協同組合貯金保険法施行令(昭和四十八年政令第二百一十号)第二十三條の規定を準用する。</p> <p>(信用農業協同組合連合会とみなされる特定承継会社に係る農水産業協同組合貯金保険法以外の法令の適用関係)</p> <p>第十六條 法附則第三十三條第二項の政令で定める法令は、次のとおりとする。</p> <p>一 農業協同組合法(第五章の二(第九十二條の五の五を除く。以下この号において同じ。)、第九十七條の二、第九十八條第二項から第五項まで、第十二項本文、第十三項及び第十四項並びに第九章(第五章の二に係る部分に限る。))に限る。</p> <p>二 農業保険法(昭和二十二年法律第八十五号)</p> <p>三 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和三十年法律第百三十六号)</p>	<p>第四十七條各号、 社法第九百七十六條各号又は再編強化法附則第三十三條第一項の規定により適用する銀行法第六十五條各号</p>	<p>取締役、執行役、 會計参与(會計参与が法人である場合)にあつては、その職務を行うべき社員)、 監査役、會計監査人(會計監査人が法人である場合)にあつては、その職務を行うべき支配人</p> <p>特定承継会社 又は會計参与に係る</p>
<p>第十四 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行令(平成二十九年政令第二十四号。次項において「休眠預金等活用法施行令」という。)(第五條第二項、第六項及び第八項を除く。)</p>	<p>九の三 銀行法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十九号)(附則第三條、第十條及び第十一條に限る。)</p> <p>九の四 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用に関する預貯金口座等の管理等に関する法律(令和三年法律第三十九号。次項において「口座管理法」という。)</p> <p>十 農業動産信用法施行令(昭和八年勅令第三百七号)</p> <p>十一 預金保険法施行令(昭和四十六年政令第百一十号)</p> <p>十二 農水産業協同組合貯金保険法施行令</p> <p>十三 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行令(平成二十年政令第九十二号。次項において「被害回復分配金支払法施行令」という。)(第四條第二項及び第六項から第八項までを除く。)</p>	<p>九の二 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(平成二十八年法律第一一〇号。次項において「休眠預金等活用法」という。)</p> <p>九 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三年法律百三十三号)</p> <p>八 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(平成十九年法律百三十三号。次項において「被害回復分配金支払法」という。)</p> <p>七 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)</p> <p>六 金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律百二十八号)</p> <p>五 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第九十号。次項において「組織再編成促進特別措置法」という。)</p>	<p>第四十七條各号、 社法第九百七十六條各号又は再編強化法附則第三十三條第一項の規定により適用する銀行法第六十五條各号</p>	<p>三 租税特別措置法(第八十條の二に限る。)</p> <p>四 農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成十四年法律第五十二号)</p>

<p>農業協同組 合法第九十 二条の五の 八第六項</p>	<p>規定並びに 農林中央金 庫法第九十 五及第九 十五條の五 の六の規定</p>	<p>規定</p>	<p>及び第二項並びに 中「第五十 二条の六十</p>	<p>読み替える 読み替える字句</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>預金者に 預金者に</p>	<p>預金の 預金の</p>	<p>貯金者 貯金者</p>	<p>貯金又は定 期積金</p>	<p>預金又は銀行法第 二条第四項に規定 する定期積金等</p>	<p>同条第五項に規定 する預金者等の 預金者等に</p>	<p>若しくは農 林中央金庫 法又は</p>	<p>から前条ま で</p>	<p>農業協同組 合法第九十 二条の五の 八第四項</p>	<p>農業協同組 合法第九十 二条の五の 八第六項</p>	<p>十五 銀行法施行令等の一部を改正する政令 (平成三十年政令第七十三号)(附則第六條 から第八條までに限る。)</p> <p>十六 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用 による預貯金口座の管理等に関する法律施行 令(令和六年政令第二十号。次項において 「口座管理法施行令」という。)(第四條第二 項、第四項及び第六項を除く。)</p> <p>2 法附則第三十三條第二項の規定により前項各 号に掲げる法令の規定を適用する場合における 次の表の上欄に掲げる法令の規定の適用につい ては、同欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に 掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字 句とする。</p>
<p>組織再編成 促進特別措 置法第九十 二条の五の 九第二項</p>	<p>あるのは 「農業協同 組合法第九 十二條の五 の二第一 項」と、同 項第三号中 「又は」と あるのは 「若しくは 農林中央金 庫法又は一 と、同条第 二項及び同 法</p>	<p>農林中央金 庫法若しく はこれらの 法律</p>	<p>同法第九十二條の 五の七第三号</p>	<p>附則第三十條第一 項</p>	<p>附則第三十條第一 項</p>	<p>附則第二十七條第 二号に規定する特 定業務(次項にお いて「特定業務」 という。)に係る 事業</p>	<p>又は農林中央金庫 及び特定農水産業 協同組合等による 信用事業の再編及 び強化に関する法 律(平成八年法律 第百十八号)附則 第二十七條第二号 に規定する特定業 務に係る事業</p>	<p>再編強化法附則第 三十三條第一項の 業務に係る事業</p>	<p>組織再編成 促進特別措 置法第十五 條第一項</p>	<p>第二十四條 第二項</p>	<p>附則第二十七條第 二号に規定する特 定業務(次項にお いて「特定業務」 という。)に係る 事業</p>	<p>又は信用事 業</p>	<p>農業協同組 合法第五十 二条の五の 九第二項</p>	<p>二条の五の 九第二項</p>		
<p>組織再編成 促進特別措 置法第十五 條第二項</p>	<p>条の二第二 項の規定に 基づき同法</p>	<p>第二十四項 の事業</p>	<p>信用事業</p>	<p>農業協同組 合法第五十 二条の二第 二項の規定に 基づき</p>	<p>同法</p>	<p>農業協同組合法 に規定する特 定業務に係る事業</p>	<p>若しくは特定業務 に係る事業</p>	<p>規定により適用す る銀行法第三十條 第三項の認可を受 けて農業協同組合 法</p>	<p>組織再編成 促進特別措 置法第十六 條第二項</p>	<p>農業協同組 合法第五十 二条の二第 二項の規定に 基づき</p>	<p>再編強化法附則第 三十三條第一項の 規定により適用す る銀行法第三十條 第三項の認可を受 けて</p>	<p>農業協同組合法 に規定する特 定業務に係る事業</p>	<p>農林中央金庫及び 特定農水産業協同 組合等による信用 事業の再編及び強 化に関する法律 (平成八年法律第 百十八号)附則第 三十三條第一項の 規定により適用す る銀行法第三十條 第三項の認可を受 けて</p>	<p>規定により適用す る銀行法第三十條 第三項の認可を受 けて農業協同組合 法</p>		
<p>犯罪による 収益の移転 防止に關す る法律第二十 二條第二十 九號第一 十八條第一 項に規定す る行政庁</p>	<p>農業協同組 合法(昭和 二十二年法 律第百三十 二號)第九 十八條第一 項に規定す る行政庁</p>	<p>農業協同組 合法第十一 條の二第二 項</p>	<p>農業協同組 合法第九十 二條第一項 に規定する 行政庁</p>	<p>農業協同組 合法第九十 二條第一項 に規定する 行政庁</p>	<p>農業協同組 合法第十一 條の二第二 項</p>	<p>農業協同組 合法第十一 條の二第二 項</p>	<p>農業協同組 合法第十一 條の二第二 項</p>	<p>農業協同組 合法第十一 條の二第二 項</p>	<p>農業協同組 合法第十一 條の二第二 項</p>	<p>農業協同組 合法第十一 條の二第二 項</p>	<p>農業協同組 合法第十一 條の二第二 項</p>	<p>農業協同組 合法第十一 條の二第二 項</p>	<p>農業協同組 合法第十一 條の二第二 項</p>	<p>農業協同組 合法第十一 條の二第二 項</p>	<p>農林水産大臣及び 内閣総理大臣</p>	

農水産業協同組合貯金保険法施行令第十七条第一項第三号	金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令（平成十四年政令第三百九十四号）第二号第一項	金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百四十号）第三十条の二第三号	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第六号第二号	決定
決定又は会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第九十九号第一項の規定による更生計画認可の決定	又は信用事業及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第十八号）附則第二十七号第二号に規定する特定業務に係る事業	資金が信用事業（をいう。）	農協協同組合法（昭和二十二年法律第二百三十二号）第二号第一項第二号に掲げる事業（当該特定事業者が）	決定又は会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第九十九号第一項の規定による更生計画認可の決定
項第十号に掲げる事業（当該事業に附帯する事業を含む。）又は同条第六項若しくは第七項に規定する事業に係る	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第二十三号第三項	被害回復分配金支払法施行令第二号第一項	規定する銀行代理業者	規定する銀行代理業者（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第十八号）附則第二十六号第一項に規定する特定承継会社を除く。以下この項及び次項において同じ。）に対する
号に掲げる行為のいずれかを行う営業を営む者（第四号第一項において「特定承継会社代理業者」という。）を除く。）	被害回復分配金支払法施行令第四号第一項	農協協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第九十二号の二第三項に規定する特定信用事業代理業者	規定する銀行代理業者（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第十八号）附則第三十三号第一項の規定により適用する銀行法第五十二号の三十六号第一項の許可を受けて特定承継会社（再編強化法附則第二十六号第一項に規定する特定承継会社をいう。）のために銀行法第二号第十四号各号に掲げる行為のいずれかを行う営業を営む者（第五号第一項において	規定する銀行代理業者（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第十八号）附則第三十三号第一項の規定により適用する銀行法第五十二号の三十六号第一項の許可を受けて特定承継会社（再編強化法附則第二十六号第一項に規定する特定承継会社をいう。）のために銀行法第二号第十四号各号に掲げる行為のいずれかを行う営業を営む者（第五号第一項において
「特定承継会社代理業者」という。）を特定承継会社代理業者	休眠預金等活用施設法施行令第三号第一項	規定する銀行代理業者	規定する銀行代理業者（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第十八号）附則第三十三号第一項の規定により適用する銀行法第五十二号の三十六号第一項の許可を受けて特定承継会社（再編強化法附則第二十六号第一項に規定する特定承継会社をいう。）のために銀行法第二号第十四号各号に掲げる行為のいずれかを行う営業を営む者（第五号第一項において	規定する銀行代理業者（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第十八号）附則第三十三号第一項の規定により適用する銀行法第五十二号の三十六号第一項の許可を受けて特定承継会社（再編強化法附則第二十六号第一項に規定する特定承継会社をいう。）のために銀行法第二号第十四号各号に掲げる行為のいずれかを行う営業を営む者（第五号第一項において
「特定承継会社代理業者」という。）を特定承継会社代理業者	休眠預金等活用施設法施行令第三号第一項	規定する銀行代理業者	規定する銀行代理業者（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第十八号）附則第三十三号第一項の規定により適用する銀行法第五十二号の三十六号第一項の許可を受けて特定承継会社（再編強化法附則第二十六号第一項に規定する特定承継会社をいう。）のために銀行法第二号第十四号各号に掲げる行為のいずれかを行う営業を営む者（第五号第一項において	規定する銀行代理業者（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第十八号）附則第三十三号第一項の規定により適用する銀行法第五十二号の三十六号第一項の許可を受けて特定承継会社（再編強化法附則第二十六号第一項に規定する特定承継会社をいう。）のために銀行法第二号第十四号各号に掲げる行為のいずれかを行う営業を営む者（第五号第一項において

第十七条 法第三条の規定による農林中央金庫の指導に基づき、農協協同組合法第十号第一項第三号の事業の全部を農林中央金庫若しくは信用農協協同組合連合会に譲り渡した農協協同組合に特定承継会社としての業務を代理させようとする場合又は同号の事業の全部を特定承継会社から譲り渡した農協協同組合に農林中央金庫、特定承継会社若しくは信用農協協同組合連合会がその業務を代理させようとする場合については、法第四十二号第三項及び第五号から第七号までの規定を準用する。この場合において、当該農協協同組合については、農林中央金庫法第九十五号の二第一項、法附則第三十三号第一項の規定により適用する銀行法第五十二号の三十六号

一項又は農業協同組合法第九十二条の二第一項の規定は、適用しない。
(特定承継会社に係る金融庁設置法及び金融庁組織令の適用関係)

第十八条 特定承継会社について金融庁設置法

(平成十年法律第三十号)及び金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)の規定を適用する場において、同法第四十一条第六号中「農水産業協同組合及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社の農水産業協同組合貯金保険法」と、同令第五十一条第一号(中)、「第四十二条第三項」とあるのは、「第四号において「再編強化法」という。」第四十二条第三項(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令(平成九年政令第八号)附則第十七条において準用する場合を含む。)と、同項第四号中「農水産業協同組合貯金保険法」とあるのは「農水産業協同組合及び再編強化法附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社(第二十条第一項第一号ただし書並びに第二十一条第一項第五号及び第七号において「特定承継会社」という。)の農水産業協同組合貯金保険法」と、同令第二十条第一項第一号ただし書中「及び次条第一項第一号に掲げる者及び特定承継会社」と、「前条第一項第六号リ」とあるのは「前条第一項第六号リ及び次条第一項第七号」と、同令第二十一条第一項第五号中「並びに農林中央金庫」とあるのは、「農林中央金庫並びに特定承継会社」と、同項第七号中「相手方並びに」とあるのは「相手方、」と、「水産加工業協同組合」とあるのは「水産加工業協同組合並びに特定承継会社のために銀行法第二十四条各号に掲げる行為のいづれかを行う営業を行う者」とする。
(特定承継会社に係る農林水産省設置法及び農林水産省組織令の適用関係)

第十九条 特定業務を営む特定承継会社について

は、農林中央金庫とみなして、農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)及び農林水産省組織令(平成十二年政令第二百五十三号)の規定を適用する。
(財務局長等の権限の委任)

第二十条 長官権限のうち次に掲げるものは、特定承継会社に関するものに限り、その本店の所在地を管轄する財務局長に委任する。

一 附則第十七条において準用する法第四十二条第三項の認可
二 附則第十七条において準用する法第四十二条第五項において準用する銀行法(以下「準用銀行法」という。)第五十二条の五十六第一項(第一号に係る部分を除く。)の規定による処分
三 附則第九條第二項において準用する法第九條第四項の承認
四 附則第九條の承認

一 附則第十七条において準用する法第四十二条第三項の認可
二 附則第十七条において準用する法第四十二条第五項において準用する銀行法(以下「準用銀行法」という。)第五十二条の五十六第一項(第一号に係る部分を除く。)の規定による処分
三 附則第九條第二項において準用する法第九條第四項の承認
四 附則第九條の承認
第二十一条 長官権限のうち次に掲げるものは、附則第十七条において準用する法第四十二条第三項の認可に係る特定承継会社の業務の代理を行う農業協同組合に関するものに限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長に委任する。ただし、第一号及び第二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。
一 準用銀行法第五十二条の五十三の規定による報告及び資料の提出の求め
二 準用銀行法第五十二条の五十四第一項の規定による質問及び立入検査
三 準用銀行法第五十二条の五十五及び第五十二条の五十六第二項の規定による命令(銀行であることの禁止)
第二十二條 特定承継会社は、同時に、銀行であることができない。
(合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受けの制限)
第二十三條 特定承継会社は、預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第一項に規定する金融機関のいづれかを当事者とする合併、会社分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受けを行ってはならない。
(他の命令の適用)
第二十四條 勅令及び政令以外の命令であつて主務省令で定めるものについては、主務省令で定めるところにより、特定承継会社を銀行又は信用農業協同組合連合会とみなして、これらの命令を適用する。
(罰則)
第二十五條 次の各号のいづれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。
一 準用銀行法第五十二条の五十三の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
二 準用銀行法第五十二条の五十四第一項の規定による当該職員等の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
第二十六條 法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関する、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して二億円以下の罰金を科する。
第二十七條 農林中央金庫、特定承継会社又は特定農水産業協同組合等の役員は、次の各号のいづれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。
一 附則第十七条において準用する法第四十二条第三項の規定による主務大臣の認可を受けず、同項に規定する行為をしたとき。
二 準用銀行法第五十二条の五十五の規定による命令に違反したとき。
附則(平成九年九月一九日政令第二八八号)
この政令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日(平成九年十月一日)から施行する。
附則(平成一〇年五月二七日政令第一八四号)
この政令は、金融監督庁設置法の施行の日(平成十年六月二十二日)から施行する。
附則(平成一二年六月七日政令第二四四号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十二年七月一日から施行する。
附則(平成一二年六月七日政令第三一〇号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。
附則(平成一三年二月一五日政令第三一七号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。
(法を適用しない農水産業協同組合)
第二条 農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第一項に規定する政令で定める農水産業協同組合は、次に掲げる農水産業協同組合とする。

一 この政令の施行の際現に解散の議決をしていない農水産業協同組合で農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項第二号に規定する認可を受けていないもの
二 この政令の施行の際現に農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)第十条第一項第二号、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第八十七条第一項第二号若しくは第九十七条第一項第二号又は農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第十三条第一項第四号の事業に関し業務の停止の命令を受けている農水産業協同組合
三 前二号に掲げるもののほか、この政令の施行の日前一年間において事業又は財産の状況が正常でなかったと認められる農水産業協同組合で農林水産大臣及び内閣総理大臣が指定するもの
2 内閣総理大臣は、前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。
附則(平成一三年九月五日政令第二八六号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十四年一月一日から施行する。
附則(平成一四年一〇月二日政令第三〇七号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十五年一月一日から施行する。
附則(平成一七年二月一八日政令第二四四号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。
附則(平成一八年四月二六日政令第一七九号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。
附則(平成二三年九月一四日政令第二八六号)
この政令は、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第八十九号)の施行の日(平成二十三年九月二十六日)から施行する。

一 この政令の施行の際現に解散の議決をしていない農水産業協同組合で農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項第二号に規定する認可を受けていないもの
二 この政令の施行の際現に農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)第十条第一項第二号、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第八十七条第一項第二号若しくは第九十七条第一項第二号又は農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第十三条第一項第四号の事業に関し業務の停止の命令を受けている農水産業協同組合
三 前二号に掲げるもののほか、この政令の施行の日前一年間において事業又は財産の状況が正常でなかったと認められる農水産業協同組合で農林水産大臣及び内閣総理大臣が指定するもの
2 内閣総理大臣は、前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。
附則(平成一三年九月五日政令第二八六号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十四年一月一日から施行する。
附則(平成一四年一〇月二日政令第三〇七号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十五年一月一日から施行する。
附則(平成一七年二月一八日政令第二四四号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。
附則(平成一八年四月二六日政令第一七九号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。
附則(平成二三年九月一四日政令第二八六号)
この政令は、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第八十九号)の施行の日(平成二十三年九月二十六日)から施行する。

附則（平成二八年三月三十一日政令第一〇一号）

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

第二条 この政令の施行前に金融庁長官が法律の規定によりした処分その他の行為（この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）に委任された権限に係るものに限る。以下この項において「処分等」という。）は、財務局長等がした処分等とみなす。この政令の施行前に法律の規定により金融庁長官に対してした申請その他の行為（この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により財務局長等に委任された権限に係るものに限る。以下この項において「申請等」という。）は、財務局長等に対してした申請等とみなす。

2 この政令の施行前に法律の規定により金融庁長官に対し届出その他の手続をしなければならない事項（この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により財務局長等に委任された権限に係るものに限る。）で、この政令の施行前にその手続がされていないものについては、これを、当該法律の規定により財務局長等に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、当該法律の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）
第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二八年九月二八日政令第三一五号）

この政令は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二八年十月一日）から施行する。

附則（平成二八年一月二二日政令第三六七号）

この政令は、平成二九年一月一日から施行する。

附則（平成二九年一月二〇日政令第四号）抄

この政令は、平成二九年四月一日から施行する。

附則（平成二九年二月一七日政令第二四号）抄

（施行期日）
1 この政令は、法（第五十一条及び第五十二条第一項を除く。）の施行の日から施行する。

附則（平成二九年三月二四日政令第四七号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（附則第十九条を除く。）の施行の日（平成二九年四月一日）から施行する。

附則（平成二九年一月二〇日政令第二六四号）抄
この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則（平成二九年一月二九日政令第二九三号）

この政令は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（平成三十年一月一日）から施行する。ただし、附則第十四条第一項に一号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成三〇年五月三〇日政令第一七三号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。ただし、第十四条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令附則第十六条第一項第九号の二の次に一号を加える改正規定及び同項に一号を加える改正規定並びに次条から附則第四条まで並びに附則第六条、第七条、第九号、第十条、第十二条、第十三条、第十五号、第十六条、第十八条、第十九号、第二十一条、第二十二条、第二十四条及び第二十五条の規定は、公布の日から施行する。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の日からこの政令の施行の前日までの間における第十四条の規定による改正後の農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置

再編及び強化に関する法律施行令附則第十六条第一項第九号の三及び第十五号の規定の適用については、同項第九号の三中「附則第三条、第十条」とあるのは「附則第十条」と、同項第十五号中「附則第六条から第八条まで」とあるのは「附則第六条及び第七条」とする。

附則（平成三〇年六月六日政令第一八三号）
この政令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附則（平成三〇年七月二三日政令第二〇八号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成三十年七月十七日から施行する。

附則（平成三〇年八月二五日政令第二四二号）
この政令は、平成三十年八月十六日から施行する。

附則（平成三〇年九月二一日政令第二六五号）抄
（施行期日）

1 この政令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年九月二十五日）から施行する。

附則（令和元年六月二八日政令第四四号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和二年三月二三日政令第五二号）
この政令は、民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第二号）の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附則（令和二年四月三日政令第一四二号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第十三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和二年七月八日政令第二一七号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、改正法施行日（令和二年十二月一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第五条 この政令の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和三年六月二日政令第一六二号）抄
（施行期日）

1 この政令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

附則（令和三年六月二五日政令第一八四号）
この政令は、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年八月二日）から施行する。

附則（令和三年七月三〇日政令第二一九号）抄
（施行期日）

1 この政令は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（次項において「改正法」という。）の施行の日（令和三年八月二日）から施行する。

附則（令和三年一月〇日政令第二八〇号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（令和三年十一月一〇日政令第三〇九号）
この政令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月二十二日）から施行する。

附則（令和三年二月一七日政令第三三六号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年一月四日政令第四号)

抄

(施行期日)

1 この政令は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和四年六月一日)から施行する。

附 則 (令和四年三月一六日政令第六五号)

この政令は、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律の施行の日(令和四年四月一日)から施行する。

附 則 (令和四年七月一日政令第二四二号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、令和四年七月七日から施行する。

附 則 (令和四年八月三一日政令第二八二号)

この政令は、令和四年九月一日から施行する。

附 則 (令和四年一二月二三日政令第三九四号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年五月二六日政令第一八六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(令和五年六月一日)から施行する。

附 則 (令和六年一月三一日政令第二〇号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、法の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

附 則 (令和六年一月三一日政令第二二号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和六年二月一日)から施行する。

附 則 (令和六年三月二五日政令第六五号)

この政令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成

基本法等の一部を改正する法律(令和五年法律第六十三号)の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

附 則 (令和六年六月二八日政令第三二二号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、令和六年七月一日から施行する。